

技 第 3 5 3 号
建 不 第 6 3 6 号
令 和 3 年 8 月 2 4 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大
防止対策に係る設計変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年4月22日付け技第77号及び建不第115号「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）」により適切に対応するようお願いしているところです。

上記通知における設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）を別添のとおりとしますので、引き続き、適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116

(別添)

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

● 現場事務所の拡張費用等

※ その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

● 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

● 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

● 「新規入場者」や「発熱や風邪症状などの体調不良により休業後職場復帰する者」に対するPCR検査費用

※ いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここで掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げないが、感染拡大防止のために必要と認められる対策（妥当性を説明できるもの）であるかどうかについて個別に検討の上、適切に対応すること。

※ 県土整備部においては、上記の対応について統一性を図る必要があるため、具体例以外の事案を設計変更の対象とする場合は、技術管理課へ相談すること。